

主な物資の種類と担当省庁、関係業界団体

- 被災者の生活の維持のために必要な物資（食料等の生活用品等）の調達・供給は、防災基本計画第2編 各災害に共通する対策編に基づき実施
- 国は、県又は関係市からの物資調達の要請に基づき、物資の供給を確保し、輸送を開始。
- 県又は関係市が、物資の要請を行うことが困難な場合は、要請がなくても物資の供給を確保し、輸送を開始

物資の種類	担当省庁	主要緊急物資	主な関係業界団体等
給水	厚生労働省	飲料水	周辺自治体水道局
医薬品等		一般薬、紙おむつ、マスク 等	日本OTC医薬品協会、 日本製薬団体連合会、 日本医療機器産業連合会、 日本医薬品卸売業連合会 等
食料等	農林水産省	パン、即席めん類、おにぎり、缶詰 等	各種食品産業関係団体 等
生活必需品	経済産業省	仮設トイレ、トイレトーパー、毛布 等	什器・備品レンタル協会、 日本家庭紙工業会、 日本毛布工業組合 等
燃料(石油・石油ガス等)		ガソリン、軽油 等	石油連盟、全国石油商業組合連合会、 独立行政法人石油天然ガス・ 金属鉱物資源機構(JOGMEC) 等
貸出用機材の種類	担当省庁	主要緊急物資	
通信機器	総務省	貸出用災害対策用移動通信機器 (衛星携帯電話、MCA端末、簡易無線機)を備蓄	



14. 国の実動組織の支援体制

<対応のポイント>

実動組織（自衛隊、警察、消防、海上保安庁）は、不測の事態に島根県、鳥取県、関係市からの正式な手続きによる要請等により、各種支援を可能な範囲で実施する。